

駅通情報

第85号

時評

北海道における郵便運送

「陸路便」の実態を探る（四）

（前回）

次号まで二回にわたって、北海道における郵便運送の実態、それも陸路便に限定して書いてきた。特に前回は、郵便運送の当事者として、そのころの郵便部門である郵便局便局（長）と、現職で、実際に郵便運送を請負う駅逓所を管轄する北海道府（駅逓課長）との間ににおいて、駅逓課長を採用するに当たつての条件について折衝した時の文書である。

その請負条件は簡単ではなく、前回にわたつて文書の交換が行われた。それも前後七回に渡つて行われ、本号では「資料五」に続くのである。

以下、前号に續いて記述する。

（資料五）

同件

北海道駅逓局長回答（明治三十二年十一月十四日）

（資料六）

同件

札幌郵便局長回答（明治三十二年十一月十六日）

札幌郵便局長回答（明治三十二年十一月十六日）

札幌郵便局長回答（明治三十二年十一月十七日）

札幌郵便局長回答（明治三十二年十一月十七日）

（資料七）

同件

北海道駅逓局長回答（明治三十二年十一月十七日）

北海道駅逓局長回答（明治三十二年十一月十七日）

本月十六日監印第三五六三號ヲ以テ御問合ノ郵便手取扱人ハ左記ノ各項ニ適合スルモノ保証人ハ其ノ地方在住者ニシテ相當ノ資産ヲ有スル者ニ就キ選定スルノ例ニ有之候

一、北海道在第二シテ駅逓所ニ届けシ得ル者
ノ
二、丁年以上ニシテ駅逓二從事スル家庭若ハ個人アルモ

テトシテ添ルニ足ラナルヲ以テ本郷ハ建物及西区等ヲ備付ケ其取扱人ヲ命スルモノニシテ土地又ハ家屋ヲ有スル間地方ノ状況ニ依リ必シシモ右ノ制限ニ附ラナルノ除外法ヲ被覆度丈モ古説驛送所取扱人ア命スルトキハ相當費

右御申請ノ事項ハ大體別議題之種類共第一項第一號中土地又ハ家屋ヲ有スルモノト云フ點ハ施行上實際困難ト存候地圖ノ道路ニアリテハ人馬難文書葉ヲナスモノ始ト無之若シ施設ノモノ有之トスルモ頗ル不完全ニシテ交通機

註

以上四件の札幌郵便局長と北海道府駅逓課長との間に思模人採用に関する文書を取り交している。この他三件の文書があるが、余り簡略される文書でないので掲載を省略した。

六 解説

1、右資料「四から七まで」の解説を一括取上げる。
 まず、文中人馬總支所とあるのは、後來の駅通所を指しているのであるが、この文書では、駅通（人馬總支所）の取扱人を新たに郵便物の運送を請負わせるに当たっての取扱人の資格条件について、郵政側の当時の管理部門である札幌郵便局と、駅通所の管理部門である北海道厅との間で、郵便通運請負人を採用するに当たっての資格条件の取り決めに関する意見交換を行つたものである。以上、全文を取り上げると余りにも長文になるので「資料七」までに留めたものである。

2、さて、「資料四」によると、郵便通運請負人としての資格条件は、至つて厳しいものであるが、極端にいうと、これは、役所としての建前で、条件が細えば、それほど厳しくものではないかも知れない。
 右文書によると、採用条件のほかに人馬總支所所在地に郵便局が開設された場合には、直ちに郵便通運請負人を解免するとしている。
 また、駅通所在地以外において、民間運送業者に郵便通運を請負わせる場合には、北海道厅を通さず郵政側が直接相談するとしている。

七 現地、運送請負人側の対応

（越川駅通取扱人の場合）

以上の経過で選定された現地の郵便通運請負人（駅通取扱人）は、どのようにして正規に採用されたのであろう。

明治九年一月オホーツク海沿岸の「標津・鉢塚」間に郵便路が開通した。この区間は、山嶺重慶の鉢塚山脈があり、古来通行人から恐れられていたが、この鉢塚山脈に越川駅通所があり、同所の取扱人が郵便通運を請負うに至つた。この駅通取扱人は、明治二十九年十月越川駅通取扱人と郵便通運を請負い、明治三十二年五月、郵便通運を請負う

きの命令書を提出している。

〔注〕駅通取扱人に就任してから郵便通運を請負うまでの間に五年間のすれがあるが、その事情は明らかでない。このことについては後述する。

命令書

料理課料理科越川駅通取扱人
中 山 道

越川駅郵便通運請負ラ兼タルニ就テハ左記之各項ヲ遵守スベシ

明治三十二年五月廿日

御主支厅長

三ヶ尻忠吾

一、取扱人ハ二十歳以上ノ男子ニシテ土地又ハ家屋ヲ有スル者トス

但地方ノ状況ニ依リ土地又ハ家屋ヲ有スル者ヲ得難キ場合は、此類ニアラズ

二、法律規則ノ大体ヲ解得スペキ能力アルモノトス

三、故意ヲ以テ郵便電信ニ關スル罪ヲ犯シハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ若クハ家資分取ノ宣告ヲ受ケ未ダ

債務ノ弁償ヲ終ヘサル等不正ノ行為ナキ者

四、郵便物輸送通運規定地ニ在リテハ前各項ノ外少クモ

二十額ノ賃金領給ニ差支ナキ者

五、郵便通運受負擇前記各項ノ資格ヲ欠ク時ハ駅通取扱人ヲ罷免ス

八 越川駅通取扱人の経歴等の解説

1、右命令書の提出者、中山道は、明治二十九年十月越川駅通所初代郵便通運取扱人に就任したものであるが、本郵便通運取扱命令書は、その四年も後の明治三十二年五月となつてゐるのはなぜであろう。あるいは、越川郵便局長の下請（したうけ）的な立場で、郵便局長の名の下に郵便通運を行つていたのかも知れない。

第85号

2. この「下請け」との文言は、実は、「資料四」の郵便局長から北海道への文書にも使われていて、現地郵便局長の責任において行われているはずの郵便運送を地元駅逓取扱人、又は民間運送業者等へ委託させるものであるが、

当時この業界では「一般的に行われていたもの」のようである。

3. なお、明治二十八年十月、中山道が越川駅逓取扱人に採用される以前、すなわち、斜里郵便局設置の明治九年一月から中山道が越川駅逓取扱人に採用されるまでの間の郵便運送はどのように行われていたものであろう。

右「資料九」は赤平が二代目越川駅逓取扱人として郵便運送請負いを引受けたときの許可状である。初代駅逓取扱人が郵便運送業務を引受けたときの文書とは随分違っている。すなわち、①命令書の文字が消えてなくなっている。代って「許可ス」との記載に代っている。②郵便運送請負いの文言は、郵便物運送と名稱を代えている。これは表現をえただけで、実態は同じである。③命令から許可に変わったことについては、命令発者が、北海道庁殖民部長から札幌郵便局長に、すなわち、北海道庁長から運送業者側に移ったことを示しているのである。④郵便運送請負人としての資格条件は記載されていない。

4. さて、元に戻って、右「命令書に記載の資格条件は、先きの明治三十二年十一月、北海道庁にて札幌郵便局長の文書にも使われていて、文言はとも角、現地ではよく使われていた行為であろう。

「注」下線とは、「他人の請負った仕事を更に請負う」と。

5. しかし、郵便運送請負いの命令発者は札幌郵便局長であるはずであるのに、右「命令書の発出先は、網走支庁長になつてているのはなぜであろう。あるいは、命令発送上、駅逓は北海道庁殖民部に属しているので、このような形をとつたのかも知れない。

6. 二代目、越川駅逓取扱人業務を引継ぐ

(資料九)

越川駅逓取扱人

赤平庄助

明治二十八年四月十八日付郵便物輸入業者登録証明書
明治三十八年四月二十四日

北海道網走支庁長吉田直太郎

九 解 説

1. 中山は郵便運送を請負った後、五年にして駅逓取扱人をも退職し、明治三十八年四月赤平庄助が駅逓取扱人に就任し、それと共に郵便運送も請負うに至った。

2. 上記の通り、初代駅逓取扱人が郵便運送業務を引受けたときの文書には、郵便物運送と名稱を代えていた。これは表現をえただけで、実態は同じである。③命令から許可に変わったことについては、命令発者が、北海道庁殖民部長から札幌郵便局長に、すなわち、北海道庁長から運送業者側に移ったことを示しているのである。④郵便運送請負人としての資格条件は記載されていない。

3. 以上は、初代が郵便運送を請負つたときとは、この六年間に大きく変わつたものであり、それは、基本的には任免権者が代つたことである。

4. 一方で、駅逓が「郵便運送請負」から「郵便物運送」に代つたことは、簡単にいうと駅逓と民間業者が、合同で組合を組織して、いたものをこれを機会に駅逓は人馬輸入人と名稱が代つたが、これは一時的なもので、また元の駅逓所に戻つたものである。

江戸時代・北海道で実施された旅宿・繼立制の特異性を見る(三)

(以下次号)

1. 文別御用所における旅宿の実態と改善中入れ

当たるが、同調用所の役人が持場内見回り、又は、幕府、松前藩役人等が同地方を通行のさい利用する小体所、登所等の改修について、地元文部調用所の意を聽して持場内外体所の経営改善について、場所請負人の代表から東西兩夷地の場所請負人に対し、達したものである。

才なわち、

それは、ただ然然の苦役であり生活を压迫し、アイヌ人への苛政訴求（かれんちゅうきゅう）は施設に連していった。それは寛文九（一六六九）年発生の「シナクシヤインの亂」平定時、アイヌ側からの監視にも現れている。アイヌ人に對して、いかに厳しい勞役提供の差し出しを要求したものであつたかが分かる。

（資料六）

東西場所にて請負人

場所登所小休所平日ア切置き役人通行之節のミ渠野相除等致し、間に合候所も有之其時ミ渠野も不専且は道員之持運其外人夫之通方も不少専ニ相間候矣。此段再応申渡通り追々番人共妻子をも引移し、又出稼之もの永住をも差許す上は右等之中、人物見立常住之番為置は無様之難費も薄不時行總麻行請人之奸利にも可相成候間精ニ心掛相心得之者相談ひ尤木荷族頭小鹿ひ。

（安政五年御用宿モノベア御用所）

旅宿所付國の登所、小休所は、普段は總切つておいて、役人通行のさいにのみ会所から雇ひを差し向けて掃除をさせる等を行つて受入態勢を整えている。しかしこれでは調道具の持ち運びが煩雑であり、また、その都度人足を差し遣わさなければならぬ。

それで、この度、さきに申し渡しておいたとおり、これらは番人を常駐させ、さらに番人の妻子をも同居させることを許す、というのである。

これは、御用所の役人が、現地の登所、小休所の実態に基づいた結果の場所請負人への勧告でもいべきものであろう。

2、アイヌ人による分段の実態

前述のとおり、人馬の離立てに対する役役は専らアイヌ人の負担であるほか、さらには会所付國体所等出先の駆人に対する債務はすべてアイヌ人の労役の負担であった。いずれにしても、兩夷地における松前藩（時代によつては幕府船廠奉行）と場所請負人との現地経営の契約に基づくものとはいえ、

（資料七）

起請文の事

一、騎馬より如何なる機械せかけ候とも、私國は勿論、孫子一門甚ウタレ男女に限らず近心仕りまじく候事。
（中略）

一、國界御用にてシヤモ浦を過道候は少も近在仕御敷候、たとえシヤモ自分の用にて通り候とも、隨分馳走致べく候事。

一、御應接事に金庫に少しも近仕はましく候事。

（中略）

一、騎馬御用にて秋使等に應接申す候、其外他馬、宿送、昼夜に限らず少しまじく候、若し相背き候者これあるにおいては神々の御顯蒙り子孫長く總えはて申すべく候、候て

起請文如作。」

この起請文には、年代、差出人等の記載はないが、おそらく「シナクシヤインの亂」調査からそう遠くない時期に、ウタリの代表である乙名等役役が提出したものであろう。右は、起請文中宿駕に直接關係のある文面を抽出したものであるが、アイヌ人に對していかに厳しい態度で望んだかが分かる。

しかも、駕行者とアイヌ人による宿駕等はアイヌ人の生活をいかに圧迫したかが想像されるのである。

四 終りに

いつの時代においても下層への籠寄せはあるもので、北海道の宿駅制においては、和人地においては「宿駅の労役負担は専ら村方百姓であり、また、駅夷地においてはコタンで細々と生活しているアイヌ人であった。

前記のとおり、アイヌを東むるしゆう長から松前藩側に提出された「起説文」の文面は、現代人から見ても、讀者いじめのなにものでもないもので、読みに難えないものがある。「シヤクシヤインの亂」では、當時、和人の余りにも酷いアイヌ人いじめに耐えかねてのアイヌ人暴起であったのに、更に追い打ちをかけるが如きものであった。

乱の発端は、「東蝦夷地のシヤクセヤリ（日高・静内）」のしき長が和人の追及に耐えかねて起こしたもので、これに呼応して平素利人いじめに耐えかねていた各地のアイヌ人が参加したものであり、北海道沿岸で商船一九隻を襲い、和人二七〇人を殺したといつものであつたがこれに対し、松前藩は、幕府の支援を受け、蝦夷各地において応戦し、鎮圧したといふものであり、その後、前記、起説文を提出してこれを収めたというものであった。

右のとおり、北海道も、東蝦夷地については前例のない旅宿「人馬の建立制」の経過を辿って独自の方法で運行したのである。

二、位置 桜山郡五勝手村

二、駅への距離 上ノ国へ 一里十八町四十六間 江差へ 二十二町三十三間

三、人馬繩文、賈日賃銀 桜島駅二回ジ

四、沿革 小砂子駅二回ジ

五、解説 「人馬繩文、賈日賃銀」は桜島駅に、また「沿革は」小砂子駅に同じとあるが、特記すべき事項がないので省略する。

六、他の資料による事項

1. 本駅設置年月不詳。從来ヨリ村役人ノ宅ヲ以テ駅場ニ充ツ。

2. 明治十二年十月駅法更正ヲ為スト越尾人馬繩立所ア設

3. クルモノナシ。
4. 関駅ニ達スル距離 桜山郡江差駅ニ二十二町三十一間5. 人家接比ノ街衝ナリ。
6. 同郡上ノ国駅江一里十八町四十六間

7. 道路相平夷ナリ。

4. 駅通取扱人並給料

文政四年己卯、当駅書役三駅場取扱ヲ申付、以來悉ク皆然リト雖モ駅場取扱ノ故ヲ以テ給料ヲ与ヘス。

5. 駅馬 人馬所有ノ馬ヲ以テ順次通伝ス

6. 人馬費銀 前項二回ジ

7. 貨物貿易

本駅ヨリ四町ノ處ニアリ江差駅江ノ道路ニ架ス。樋

二間長五間木橋ナリ。川名ヲ音子川ト云ヒ橋名ナシ。架施共ニ官費トス。又、本駅ヲ去ル一町、上ノ国駅江

明治政府へ引継がれた宿駅制(14)

— 西海岸道「福山・江差経由・島牧」—(七)

駅通情報

ノ通路一橋アリ。橋元ハ坂四間ノ木橋ナリ。橋名、川名
此ニナシ。駅場共民費トス。

七、解説

1. 本駅より江差駅へは二十町余、また上ノ田駅へは一里十八町余と、駅間距離は至つて近距離である。

これは、本駅は江差駅の郊外に位置し、江差駅の輔助

南駅の立場にあるからであらう。であるとすると、むしろ、江差駅の助合村とするのが南駅制の立場からすると

妥当と思われるが、その理由は全く分からぬ。

2. 江差駅は、五勝手駅から近距離にあるというばかりでなく、資料によると五勝手と江差間は人家が連たんして

いて、同一町内の如き状況にあるといふ。すなわち、江差の郊外のような町並が続いているのであらう。

また、街通は路面平坦で通行は至つて容易であるといふ。

3. 南駅責任者は、当村の書簡である村役人の職務の一端として行つているため、別に手當は支給していない。

4. 駅場は必要の範囲、地元の面積を供出させていて、單独に面積くようなどとはしてない。

5. 主要な施設は二か所あるが、二か所は、駅設、修理共官費（請負掛か）もうち一か所は民費（村費）であるといふ。

（開拓使事業報告による）

三、人馬繩文

貢日賃錢

人足	平路	五 錢	馬 十 錢	其 他 兩 國 之
馬	陸路	七 錢		

四、経費

四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十二年	十三年
七	二	七	二	七	二	七	二	六〇
七	二	七	二	七	二	七	二	六八
五	四	五	四	五	四	五	四	五

二、開駅への距離

鶴

五里二十九町

三、人馬繩文

貢日賃錢

五路手

四、経費

五、沿革

馬

十
錢

六、解説

1. 設置年月不詳、町役所テ駅場トス。元治元年駅場取扱人ヲ置、玄武丸役金四箇月ヲ給ス。

2. 明治元年三月取扱人給料及経費ヲ民費トス。

3. 四年四月吏部ヲ讀月給六円ヲ与フ。

4. 十年十月人馬繩文所ヲ置ク。

七、解説

1. 江差は、駅外地切つての大都市であり、面積と社奉賀易港として繁盛していた。

また、西海岸通りの中心地ばかりでなく、江差街通の起点（中山峰越山山越）でもある。

2. 人馬繩文賃錢が、同じ街道筋の宿場に比較して、人足の険路において一里五所、馬に平路において一里一

錢高く、また険路五里安く設定されている。

人馬繩文賃錢が、同じ街道の他の宿場と違うのか理由が分からぬ。利用と供給の関係でもあるのか。

3. 沿革の項によると、明治四年に至つて吏部を開き、月給六円を給すとあるのは、このとき、駅場が開拓使に移管されたものである。このことは、同地方の重要性が開拓使によって認められたものであろう。

4. 明治十年以降の駅法大改革によつて選挙く（いづはやく）一箇所は民間に移管されたものであるが、そのとき開設された人馬繩文所の運営についても知りたいと思うが、この点に触れた資料は見当たらない。

（以下次号）

発行年月日 平成二十四年四月五日

頒行者 布 無 料

史学研究会 主宰 宇川 隆 雄
TEL (011) - 157-1160 (拵
ホーメル) <http://ekiteijyoho.web.fc2.com/>